



「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」
に係る企画競争

公 募 要 領

2014年9月3日

独立行政法人 情報処理推進機構

更新履歴

変更年月日	変更内容	備考
2014年9月9日	<p>P.2 2.2 訴求概要(2)訴求内容 P.17 3.概要 (3)訴求内容</p> <p>【変更前】 以下の対策事例いずれかを用いて「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマにした広告展開を企画・実施し、対策実施への行動喚起を促す。(使用する対策事例は複数も可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ID・パスワードは定期的に変更する」 ・「サービスごとに異なるパスワードを設定する」 ・「パスワードはわかりにくい文字列(8文字以上、記号を含む)を設定する」 <p>【変更後】 以下の対策事例いずれか又は両方を用いて「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマにした広告展開を企画・実施し、対策実施への行動喚起を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービスごとに異なるパスワードを設定する」 ・「パスワードはわかりにくい文字列(8文字以上、記号を含む)を設定する」 <p>P.5 6.2. 審査方法①書面審査およびヒアリング</p> <p>【変更前】 場所:東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16階 独立行政法人情報処理推進機構 第4会議室</p> <p>【変更後】 場所:東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 13階 独立行政法人情報処理推進機構 会議室 C</p>	
2014年9月12日	<p>P.1 1.3 スケジュール概観 表1 スケジュール概観 質問の受付</p> <p>【変更前】 2014年9月5日(金)~2014年9月19日(金) 17時00分まで。</p> <p>【変更後】 2014年9月5日(金)~2014年10月7日(火) 17時00分まで。</p> <p>P.4 5.6 応募に関する質問の受付等 ②受付期間</p> <p>【変更前】 2014年9月5日(金)から2014年9月19日(金) 17時00分まで。</p> <p>【変更後】 2014年9月5日(金)から2014年10月7日(火) 17時00分まで。</p>	

目次

1.	概要.....	1
2.	要求要件.....	1
3.	応募資格.....	2
4.	提案書等作成要領.....	2
5.	応募要領.....	3
6.	審査方法等.....	5
7.	契約条件.....	5
8.	その他.....	6
	別紙1 契約書(案).....	8
	別紙2 仕様書.....	16
	別紙3 評価項目一覧.....	22
	別紙4 暴力団排除に関する誓約事項 / (参考)予算決算及び会計令【抜粋】.....	25
	(様式1) 質問書.....	26
	(様式2) 申請書.....	27
	(様式3) 提案書受理票(控).....	28

1. 概要

1.1. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)は、2011年から継続的に広告枠を利用した情報セキュリティの啓発業務を実施した。

スマートデバイス等が普及し、新たな手口でのネットワークサービス犯罪が次々に発生する昨今において、世相を反映したコンテンツでの情報セキュリティの啓発と、一般国民の情報セキュリティ意識の向上はますます必要であるとする。については、「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマに、情報セキュリティに対する脅威、対策、トラブルを他人事ではなく「自分ゴト化」する広告を展開し、一般国民の情報セキュリティ意識向上と具体的な対策実施への行動喚起を促す。

1.2. 公募の内容

本公募では、「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」の企画・制作・実施及び広告活動実施後の効果測定調査等を行う企業等(以下「提案者」という。)から提案を広く募集し、その内容を審査し、採択する。

1.3. スケジュール概観

本事業のスケジュール概観を表1に示す。

表 1 スケジュール概観

イベント	スケジュール
公募について公告	2014年9月3日(水)
公募説明会 ※詳細は5.5を参照のこと。	2014年9月12日(金) 11時00分
質問の受付 ※詳細は5.6を参照のこと。	2014年9月5日(金)～2014年10月7日(火) 17時00分まで。
提案書等の受付期間 ※詳細は5.4を参照のこと。	2014年10月15日(水)～2014年10月17日(金) 17時00分まで。
審査期間	2014年10月20日(月)～2014年10月30日(木)
ヒアリング	2014年10月24日(金)又は2014年10月27日(月)
採択結果の通知	2014年11月上旬
契約締結日	2014年11月下旬
納入期限	2015年5月13日(水)

2. 要求要件

2.1. 作業概要

2.2.に示す訴求概要に基づき、以下の作業を行う。

- (1) 企画策定
具体的な広告実施計画の立案
- (2) 原稿制作
掲載原稿の企画・制作業務全般
- (3) 入稿・掲載管理
入稿・掲載状況管理等業務全般
- (4) 効果測定
実施結果の効果に関する測定及び分析

詳細は別紙2仕様書を参照のこと。

2.2. 訴求概要

(1) 訴求対象

年齢層:10代～20代(16歳～29歳くらいまで)

エリア:首都圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)

(2) 訴求内容

以下の対策事例いずれか又は両方を用いて「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマにした広告展開を企画・実施し、対策実施への行動喚起を促す。

- ・「サービスごとに異なるパスワードを設定する」
- ・「パスワードはわかりにくい文字列(8文字以上、記号を含む)を設定する」

3. 応募資格

本事業の提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決算第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (4) 平成25・26・27年度競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 5.5 に示す公募説明会に参加した者であること。

4. 提案書等作成要領

4.1. 提案書の構成及び記載事項

提案書は、表2の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。

表 2 提案書目次及び提案要求事項

提案書目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	企画書 (業務の実施方針)	・ターゲットのメディア接触だけにとどまらず、具体的な行動喚起までを促すよう、媒体の特性を考慮したうえで、複数の媒体を用いた広告展開を提案すること。(イベントの提案も可とする。単一種類の媒体のみでの広告展開は不可とする。) ・選定した媒体について、それぞれ選定理由を明確に記すこと。 ・提案する媒体は確実に掲載が可能なものを提案すること。 ・2.2.(2).に定めるテーマについて媒体ごとの掲載原稿は3種類以内を作成すること。 ・各掲載原稿の仕様は、各掲載媒体の規定、ガイドライン等に則ること。
2	作業計画	業務の実施期間内における原稿制作、入稿、広告実施後の効果測定、納品までの作業スケジュールを記載すること。原稿ごとに、IPAによる確認期間を設けて、かつ、実現性のある作業計画とすること。

3	実施体制及び 業務従事者の 経験・能力	<p>以下について記載し、円滑な業務遂行が可能な実施体制とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の主な従事者（IPAとの連絡・調整に当たる者、クリエイティブディレクター・アートディレクター・デザイナー及びコピーライター等）の実施体制図。 ・各従事者の経歴。 ・従事者に欠員が生じた場合の代替方針。
---	---------------------------	---

4.2. その他留意事項

- ① 紙面で提出する提案書を、電子ファイルで電子媒体に保存して、併せて提出すること。Microsoft® Office 2010、Adobe® Reader® 11、Apache OpenOffice™ 4.0 のいずれかによって読み込み、表示、印刷可能であるファイル形式で、1 ファイルにまとめて作成すること。記録媒体は、CD(-R)または DVD(-R)とする。ただし、これに拠りがたい場合は 5.3 の担当部署まで申し出ること。
- ② 記入にあたっては日本語で正確に記述すること
- ③ 文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
- ④ 書式設定は、用紙サイズは A4(縦置き・横置きのいずれも可)、横書き、左右に 19mm 以上の余白を設けること。
- ⑤ 文中の特殊な造語、略語、専門用語については、正式名称がある場合はそれとともに、判りやすい定義を初出の箇所に記述すること。

5. 応募要領

提案者は、この公募要領に基づいて申請書及び提案書等の提出書類を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。また、採択決定日前日までの間において IPA から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5.1. 提出書類

(1) 提出する書類

応募に際して提出する申請書等は以下のとおりとする。このうち①申請書及び⑦提案書受理票は、所定の様式に従って作成すること。

- | | | |
|---|--|-----|
| ① | 申請書……………【様式 2】 | 1 部 |
| ② | 提案書…………… | 7 部 |
| ③ | 提案書(電子媒体)…………… | 1 部 |
| ④ | 概算費用に係る経費内訳書……………【任意様式】 | 1 部 |
| | 経費内訳書の様式は任意であるが、経費内訳の明細が記載されていること。 | |
| ⑤ | 資格審査結果通知書(写し) …………… | 1 通 |
| | 平成 25・26・27 年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書 | |
| ⑥ | 最新の納税証明書…………… | 1 通 |
| | (その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)の原本又は写し | |
| ⑦ | 提案書受理票……………【様式 3】 | 1 部 |

(2) 提出された提案書等に係る秘密の保持

提案書等は本案件の選考及び契約書の為のみ用い、IPA で厳重に管理する。

取得した個人情報については、審査のために利用するが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがある。

提供された個人情報は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

(注意事項)

提出された提案書等の作成に要した経費については支払わない。また、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

5.2. 提出期限

提出書類の受付期間及び提出期限は次のとおり。

- ① 受付期間
2014年10月15日(水)から2014年10月17日(金)。
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分(12時30分～13時30分の間は除く)とする。
- ② 提出期限
2014年10月17日(金)17時00分必着。

上記期限を過ぎた申請書等はいかなる理由があっても受け取らない。

5.3. 提出先

下記の担当部署に提出すること。

[担当部署]

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 戦略企画部 広報グループ 担当:横山、田部井

E-mail: pr-inq@ipa.go.jp

TEL: 03-5978-7503

なお、持参により提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階のIPA総合受付を訪問すること。

5.4. 提出方法

- ① 提出書類を持参により提出する場合
提出書類を封筒に入れ封緘し、その封皮に法人の商号又は名称、宛先(5.3 担当部署)を記載し、かつ、「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
- ② 提出書類を郵便等(書留)により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

5.5. 公募説明会の日時及び場所

- ① 公募説明会の日時
2014年9月12日(金)11時00分
- ② 公募説明会の場所
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 第3会議室
➤ 公募説明会への参加を希望する場合は、前日17時00分までに5.3の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

5.6. 応募に関する質問の受付等

- ① 質問の方法
質問書(様式1)に所定事項を記入の上、5.3の担当部署まで電子メールにより提出すること。
- ② 受付期間
2014年9月5日(金)から2014年10月7日(火)17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

6. 審査方法等

6.1. 採択基準

審査は「別紙 3 評価項目一覧」に示す採択基準に基づいて総合的な評価を行う。

6.2. 審査方法

採択にあたっては、以下の手順に従い提案内容の審査を実施し決定する。

① 書面審査およびヒアリング

提案内容について、提案書等の書面審査を実施する。この際、審査期間中に、必要に応じてヒアリングを実施することがある。なお、ヒアリングを実施する場合は、事前に提案者に連絡する。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を反映するものとする。

[ヒアリングの日時と場所]

日時:2014年10月24日(金)又は10月27日(月)10時00分～17時30分の間
(1者あたり約15～30分を予定)

場所:東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

② 採択結果の決定及び通知について

評価にあたっては、複数の審査員の合議によって「別紙 3 評価項目一覧」の各項目を評価し、発注先を選定する。

いずれの提案についても提案内容が要件を満たさない場合は、採択を見合わせる場合がある。

採択結果については、2014年11月上旬に各提案者に通知するとともに、IPAのウェブサイトに採択案件を公表する。

6.3. 採択件数

採択数は1者のみとし、本公募の予算額は40,000千円(消費税及び地方消費税込)を上限とする。

7. 契約条件

7.1. 契約期間

契約締結日から2015年5月13日(水)までとする。

7.2. 契約形態

請負契約方式とする。(別紙1 契約書(案)参照)

7.3. 提出書類

契約に際して、採択者は下表の書類を提出しなければならない。

No.	提出書類	部数
①	委任状(法人代表者以外と契約する場合)	1通

②	印鑑証明書	1 通
③	見積書	1 通

7.4. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、IPA が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

7.5. 知的財産権

本事業の納入物件に関する知的財産権の取扱いについては、契約書(案)のとおりとする。

8. その他

- (1) 提案者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 採択結果等契約に係る情報については、IPA のウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

契約書(案)

2014 情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務(以下「請負業務」という。)を 本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が 請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者(乙の正規従業員に限る。)を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第 1 項により選任された 責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)とする。

(権利義務の譲渡)

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第 8 条 甲は、第 4 条の規定により納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために 請負業務の完了通知書を乙に交付する。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第 9 条 甲は、前条第 3 項の規定による請負業務の完了日から 1 箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第 10 条 甲は、第 8 条第 3 項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。
- 4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える

部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(納入物件の知的財産権)

第 17 条 納入物件に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、本契約の履行過程で生じた発明(考案及び意匠の創作を含む。)及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含む。)(以下「知的財産権」という。)は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による 請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第 28 条の権利、その他「原作品の著作権者／権利者」の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき
- ニ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 49 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 50 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 66 条第 4 項の審決についての審決書
- 四 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 7 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2014 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 藤江 一正

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

- 3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第 13 条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

仕様書

「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」

事業内容(仕様書)

独立行政法人 情報処理推進機構

事業内容(仕様書)

1. 件名

「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)は、2011 年から継続的に広告枠を利用した情報セキュリティの啓発業務を実施した。

スマートデバイス等が普及し、新たな手口でのネットワークサービス犯罪が次々に発生する昨今において、世相を反映したコンテンツでの情報セキュリティの啓発と、一般国民の情報セキュリティ意識の向上はますます必要であると考え。については、「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマに、情報セキュリティに対する脅威、対策、トラブルを他人事ではなく「自分ゴト化」する広告を展開し、一般国民の情報セキュリティ意識向上と具体的な対策実施への行動喚起を促す。

3. 概要

(1) 広告実施期間

2015 年 2 月上旬～3 月中旬

(2) 訴求対象

年齢層: 10 代～20 代(16 歳～29 歳くらいまで)

エリア: 首都圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)

(3) 訴求内容

以下の対策事例いずれか又は両方を用いて「ID・パスワードのセキュリティ対策」をテーマにした広告展開を企画・実施し、対策実施への行動喚起を促す。

・「サービスごとに異なるパスワードを設定する」

・「パスワードはわかりにくい文字列(8 文字以上、記号を含む)を設定する」

4. 作業概要

(1) 企画策定

広告実施計画の立案

(2) 原稿制作

掲載原稿の企画・制作業務全般

(3) 入稿・掲載管理

入稿・掲載状況管理等業務全般

(4) 効果測定

実施結果の効果に関する測定及び分析

5. 作業内容

(1) 企画策定

①3 (3)に示す訴求内容にて、複数の媒体を用いた広告実施計画立案を行う。最も訴求効果の高い媒体の組み合わせによる広告展開を提案すること。また、提案する媒体は確実に掲載が可能なものを提案すること。

(2) 原稿制作

①選定した各媒体の規定、ガイドライン等に則り原稿の企画及び制作全般を実施すること。

②各掲載原稿は 3 種類以内作成すること。採用する原稿は IPA との協議により決定する。

(3) 入稿・掲載管理

①入稿・掲載状況管理等業務全般を実施すること。

(4) 効果測定

①広告実施後に、ウェブアンケートによる本業務の実施効果に関する測定を実施し、分析を行うこと。調査エリアは首都圏、サンプル数は 16 歳～19 歳の男女各 100 名、20 歳～29 歳の男女各 100 名、計 400 名とする。

②具体的な測定項目、集計方法及び掲出形式を IPA と協議の上、了承を得て実施すること。

6. 実施体制等

- (1) 業務進行において IPA との連絡、調整に当たる者は正副合わせて 2 名以上とすること。
- (2) クリエイティブディレクター・アートディレクター・デザイナー及びコピーライター等広告実施に従事する主たる責任者、作業者は、提案する各媒体に関する業務の実績が豊富であること。
- (3) 実施体制及び役割分担を明確にすること。
- (4) 業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。
- (5) 広告実施計画に基づき原稿内容の検討、制作及び入稿についての作業スケジュールを策定すること。

7. その他留意事項

- (1) 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うこと。
- (2) 広告実施に当たっては、タレント(下記例を参照)及び著名人は起用しないこと。著名なキャラクターは使用しないこと。但し、IPA マスコットキャラクター「まもるくん」の使用は可とする。「まもるくん」以外の IPA マスコットキャラクターの使用は不可とする。
(例)・全国規模で公開された映画又は主要キー局にて放送されたドラマ若しくは広告において主役又は主役に準ずる役を演じたことがない。
 - ・主要キー局において放送されている情報、芸能又は報道番組において主たる出演者として出演したことがない。
 - ・個人又はグループに所属して楽曲をインターネットを通じての配信、又はコンパクトディスク・DVD・Blu-ray により発売し、全国規模の週間販売実績で 50 位以内になったことがない。
 - ・野球、サッカー、ゴルフ等の競技を職業としたことがない。オリンピック等世界的な競技大会に参加したことがない。
- (3) 広告実施に当たっては、特定企業の名称や商品名は判読できないように編集すること。
- (4) IPA 及び本業務の広告を掲載するにふさわしくない媒体は選定しないこと。
- (5) 動画等の原稿を制作した場合は、別途 IPA が運用する YouTube 上の「IPA Channel」及び IPA が出展するイベント・セミナー等で二次利用する場合がある。
- (6) 提案において、広告以外のプロモーション活動を含めることは妨げない。その場合、4.から 6.に相当する事項を含めること。ただし記事掲載の働きかけなど結果を規定し難い事項については、審査の対象外とする。

8. 著作権等

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した原稿等に係る著作権等の権利はすべて IPA に帰属するものとし、これらに関する著作者人格権は行使しないものとする。

9. 業務期間及びスケジュール

- (1) 業務期間
契約締結日から 2015 年 5 月 13 日(水)まで
- (2) スケジュール
 - ・10.(1)に示す納入期限に基づき、原稿制作から納入までの作業スケジュールを策定すること。
 - ・企画策定から広告掲出までの進捗管理を行い、適宜 IPA に報告し、企画書・原稿に変更・修正が必要になった場合は、速やかに対応するものとする。
 - ・具体的なスケジュールについては IPA と協議の上決定するものとする。

10. 納期関連事項

- (1) 納入期限
2015 年 5 月 13 日(水)
- (2) 納入場所

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構 戦略企画部 広報グループ

(3) 納入物件

以下の電子データを収めた記録媒体(CD-R 又は DVD-R 等)正副各 1 セット

- ・広告実施報告書
- ・業務期間中の実施計画
- ・原稿データ
- ・媒体社発行の掲載実績報告資料
- ・掲載媒体に雑誌を選定した場合は、雑誌の現物及び掲載された雑誌の表紙及び掲載ページを撮影した写真データ
- ・効果測定における基データ

11. 検収条件

本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

IPA マスコットキャラクター「まもるくん」の利用について

「まもるくん」は「はりねずみ」を元にデザインした IPA のマスコットキャラクターである。
今回制作する広告については、「まもるくん」の着ぐるみ、又は、イラストの使用を可とする。着ぐるみの「まもるくん」は声を発しない。イラストについては、以下 10 種の中から使用するものとする(複数の使用可)。

まもるくんの着ぐるみは IPA から 1 体を貸出しできるので、請負業者が着ぐるみに入る人や撮影場所を手配して撮影すること。なお使用は屋内に限る。

着ぐるみに入る人の人件費、着ぐるみ使用先(イベント会場・スタジオなど)・IPA 間の運送費(往復)、使用後のクリーニング費は契約金額に含めるものとする。

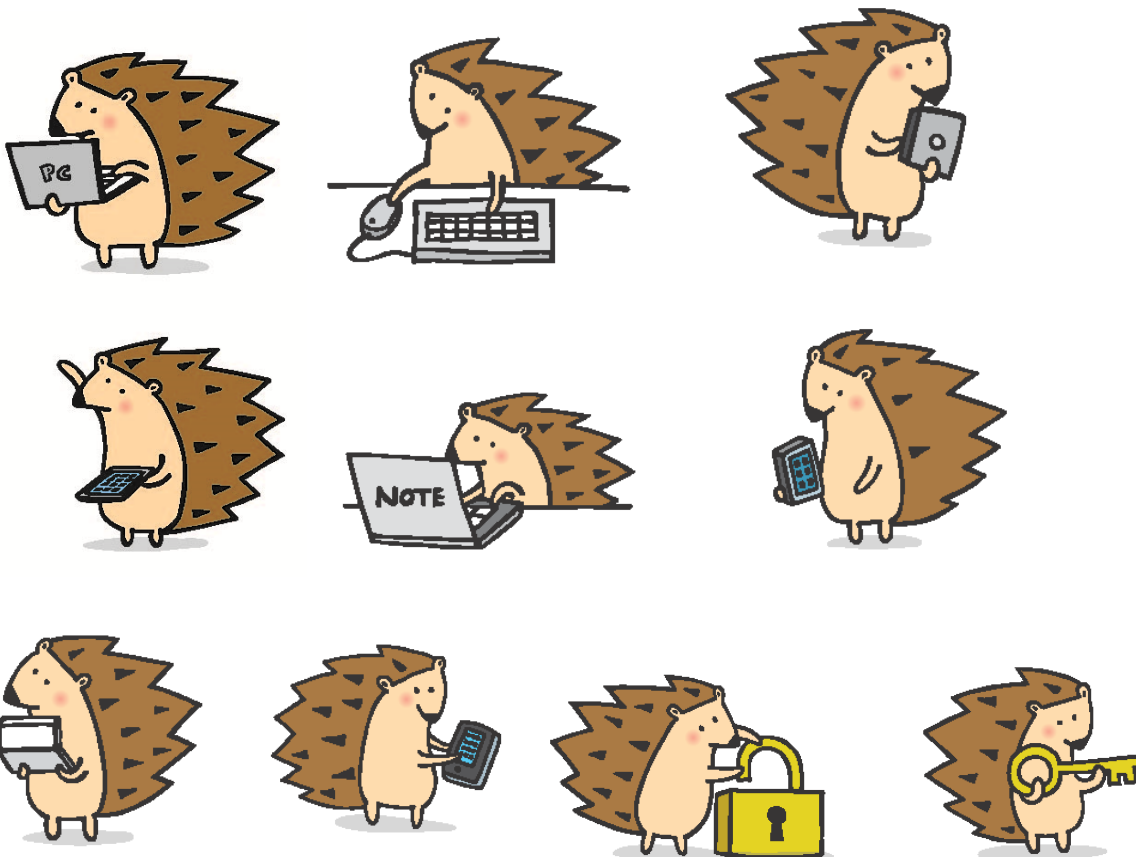
「まもるくん」着ぐるみの基本仕様

- ・外形寸法(mm): (H)1700 × (W) 800 × (D)1000
- ・着ぐるみ本体重量: 5.3Kg
- ・備品重量(ベスト、送風機、バッテリー): 4Kg
- ・着ぐるみに入れる人の身長範囲: 155~165cm 程度
- ・一般的な着用時間: 30 分程度
- ・内部のバッテリーで駆動する送風機で着ぐるみを膨らませるタイプ。
バッテリーは充電 FULL 状態で約 90 分稼働。予備バッテリー1機あり。
- ・手足が短いので、表現できる姿勢には制限がある。

「まもるくん」着ぐるみ



「まもるくん」イラストデータ



評価項目一覧

「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」

評価項目一覧

独立行政法人 情報処理推進機構

1. 評価項目一覧－提案要求事項－

項目		評価項目 -提案要求事項-
大項目	小項目	
1 企画書(業務の実施方針)		
	1.1 基本コンセプトの合理性(実施目的の理解度)	・本業務の実施目的を理解しているか。
	1.2 実施内容/方法の妥当性	・コンセプトは、その説明とともに具体的に提案されているか。
		・複数の媒体手法による広告展開が提案されているか。
		・選定した媒体について、それぞれ選定理由を明確に示しているか。
		・10代-20代の行動喚起を期待できる媒体選定となっているか
		・10代-20代の行動喚起を期待できる原稿案となっているか
		・その他効果的な施策の提案があり、業務実施効果を高める工夫がされているか。
		・本業務の効果測定に関する調査項目、集計方法及び掲出形式は具体的に提案されているか。
		・広告構成は別紙2仕様書記載の目的を効果的に達成する内容となっているか。
		・別紙2仕様書記載の広告等業務の内容について、全て提案されており、妥当性があるか。
2 作業計画		
	2.1 作業計画の妥当性、実現性	・作業スケジュールは原稿制作、納入の各工程やIPAによる確認期間が具体的に提案されており、かつ実現性があるものとなっているか。
3 実施体制及び業務従事者の経験・能力		
	3.1 実施体制の妥当性、効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・IPAとの連絡・調整に当たる者、クリエイティブディレクター・アートディレクター・デザイナー及びコピーライター等、業務に従事する主たる責任者及び作業者について、実施体制及び役割分担が体制図を用いて具体的かつ明確に提案されているか。 ・IPAとの連絡・調整に当たる者は正副合わせて2名以上となっているか。 ・各従事者に欠員が生じた場合の代替方針が明確になっているか。 ・実施体制は円滑な業務遂行が期待できる内容となっているか。

	3.2 組織の経験・能力	・過去に情報セキュリティをテーマにした広告・イベントを実施した実績があるか。
	3.3 業務従事者の経験・能力	<ul style="list-style-type: none"> ・制作に携わる主な作業者の具体的な経歴および具体的な業務実績は提示されているか。 ・クリエイティブディレクター・アートディレクター・デザイナー及びコピーライター等制作に従事する主たる責任者、作業者は、受賞歴があるなど提案する各媒体に関する業務の経験が豊富で、実施効果が得られる原稿の制作が期待できるか。
4 コスト		
	4.1 経費の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の上限を超えていないか。 ・経費内訳に明細が示されているか。 ・提案内容に対して妥当な費用が示されているか。

暴力団排除に関する誓約事項 / (参考)予算決算及び会計令【抜粋】

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、提案書の提出をもって誓約します。

(参考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
 戦略企画部 広報グループ 担当者殿

質 問 書

「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) PO
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

申 請 書

「ID・パスワードのセキュリティ対策促進に関する広告等業務」

1. 概算費用(消費税及び地方消費税込み、単位:円):
2. 連絡担当窓口
企業・団体名:
所属(部署名):
役職:
氏名:
所在地: 〒
TEL:
E-Mail:

